

令和元年9月20日

山 中 理 司 様

法務省保護局総務課恩赦係
(代表03-3580-4111 (内線2623))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年10月1日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和元年9月6日（金）

2 中央更生保護審査会において行政文書開示請求書を受領した日付

令和元年9月9日（月）

3 開示請求書に記載された請求内容

中央更生保護委員会が、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をする際の内部手続が書いてある文書（最新版）

4 行政文書の保有状況について

上記3の記載について、その趣旨が判然としませんが、あなたの請求の趣旨が、「中央更生保護審査会がする、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出に関する内規」ということであれば、中央更生保護審査会においては、対象となる行政文書を保有していません。このまま請求を維持された場合、対象文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分が納付されていますので、開示請求手数料に過不足はありません。

なお、本請求を取り下げる場合には、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。